

定款の一部改正について

令和元年6月14日に開催された総代会において、定款の一部改正が議決され、6月28日から施行されました。

改正内容は次のとおりです。

1 改正理由

組合員の増強と業務推進を図るため理事の定数を増員するとともに、組織の見直しにより専務理事を廃して常務理事を新設する等のため。

2 主な改正内容

定款第21条の第1項の「この組合の役員は、理事10人以上15人以内」を「この組合の役員は、理事10人以上16人以内」に改め、理事を1名増員しました。

定款第22条の第1項の「この組合に、理事長1人及び専務理事1人を置き」を「この組合に、理事長1人及び常務理事1人を置き」に改めるなどの改正を行いました。

※ 改正内容の詳細、改正した条文等については、当組合総務課までお問い合わせください。(電話 052-951-0191)

令和元年6月

丸 八 信 用 組 合